

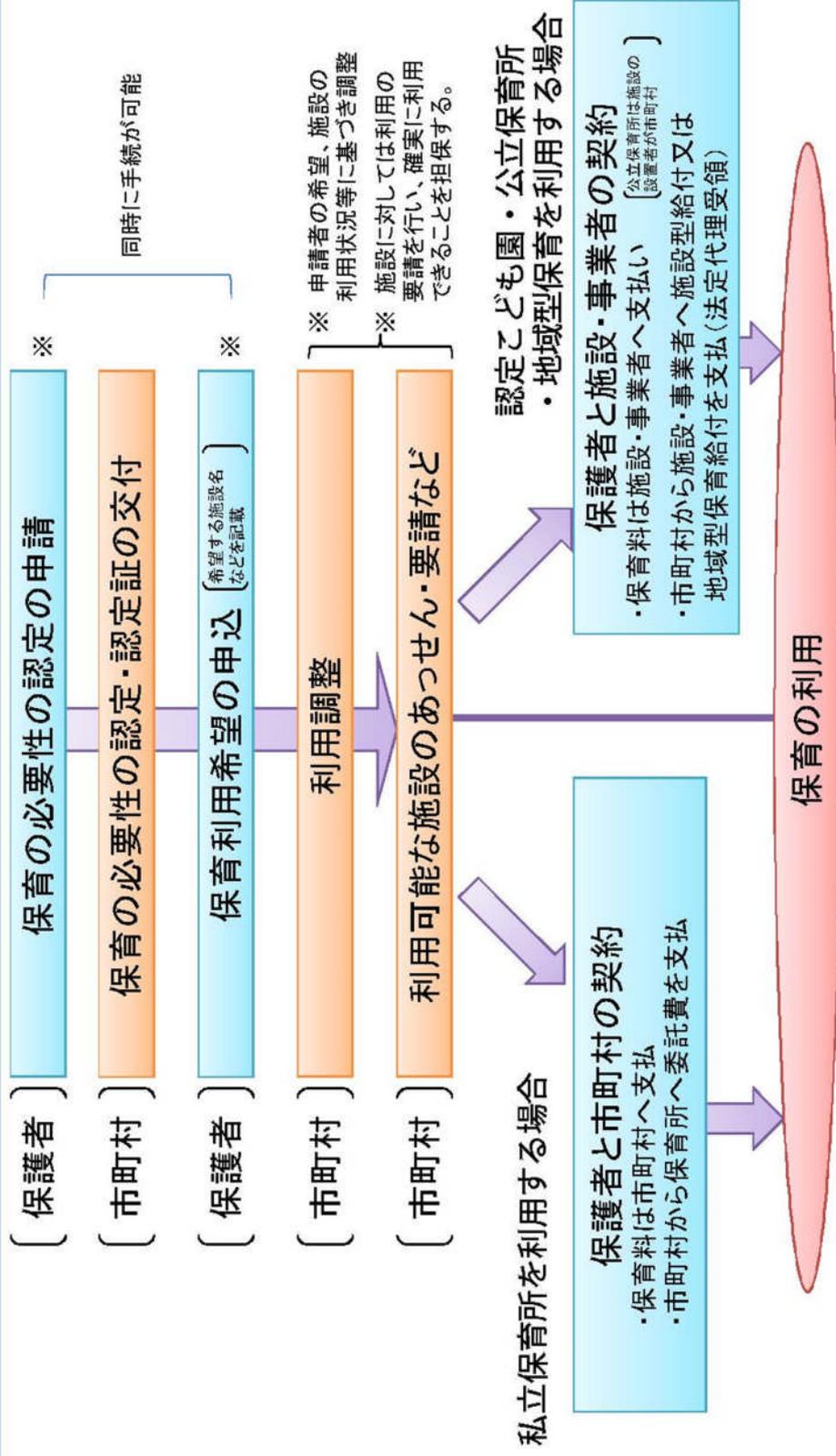
道志村保育所の入所手続きについて

目 次

1. 支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～7
2. 入所申込書類について・・・・・・・・・・・・ P 8～10

新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



保育の必要性の認定(支給認定)とは??

子ども・子育て支援新制度において、保育所・幼稚園を利用する場合、お子様の年齢や保育の必要性の有無に応じた「**支給認定**」を受けることが必要になります。この「支給認定」は、保護者の申請に基づき、村が「**支給認定証**」を交付することにより行います。

認定区分	認定の要件	主な利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園、(認定こども園)
2号認定	満3歳以上 で保育を希望する場合	保育園、(認定子ども園)
3号認定	満3歳未満 で保育を希望する場合	保育園、(認定子ども園)

また、必要とする事由については、次のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要な証明書
就労	1月あたりの就労時間が 48時間以上 であること。	勤務証明書
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もないこと。	母子手帳
病気・障害	保護者の病気・または身体等に障害があること。	医師の診断書、 障害手帳の写し
病人の 看護・介護	病人・障害のある人がいるため、看護を常態として いること。	医師の診断書
災害復旧	震災・風水害等の災害の復旧に当たっていること。	罹災証明等
求職活動	求職活動(起業活動)を行っていること。	ハローワーク登録証
就学活動 職業訓練	就学や職業訓練等を行っていること。	在学証明書
虐待・DV	虐待・DVを受けているおそれがあること。	-
育児休業	育児休業取得時に保育を利用していること。	-
その他	その他、類するような状態であること。	-

保育の必要量(標準時間・短時間)とは??

保護者の就労状況（フルタイムやパートタイムなど）に応じて『**保育標準時間**』と『**保育短時間**』の認定を受けることが必要となります。なお、他の事由についても、世帯の状況に応じて「保育の必要量」の認定がなされます。ただし、一定の要件を満たすことで保育の必要量を変更することが可能になります。

保育の必要量	就労時間	施設利用時間帯 (道志村保育所の場合)
保育標準時間	両親ともに1カ月の 就労時間が 120時間以上	8時00分～19時00分まで (最大11時間までの利用)
保育短時間	両親いずれかの1カ月の就労時間が 48時間以上119時間以下	8時30分～16時30分まで (最大8時間までの利用)

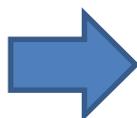
就労時間の計算方法

$$\text{（1日当たりの就労時間+通勤時間）} \times \text{勤務日数} = \text{〇〇時間}$$

具体例①（父親：フルタイム 母親：フルタイム）

父親：（就労時間7時間+通勤時間 0分）×20日＝140時間／月

母親：（就労時間6時間+通勤時間 0分）×20日＝120時間／月



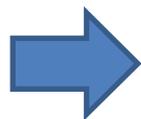
この場合、両親ともに120時間／月を超えているため、保育の必要量は「保育標準時間」の認定になります。

※同居の親族がいるなど保育短時間の利用を希望する場合は保育必要量を変更することができます。

具体例②（父親：フルタイム 母親：パートタイム）

父親：（就労時間7時間+通勤時間30分）×20日＝150時間／月

母親：（就労時間6時間+通勤時間10分）×15日＝91.5時間／月



この場合、母親が120時間／月未満となっているため、保育の必要量は「保育短時間」の認定になります。

※就労時間が18時まで等の事由により、保育短時間認定による保育が適当でないと判断される場合は保育必要量の変更をすることができます。

保育の必要な事由と保育の必要時間

保育の必要量は保育の必要な事由と認定基準によって『保育標準時間』と『保育短時間』に分けられます。ただし、保護者の状況によって保育の必要量が適当でないと判断できる場合は、必要な時間を変更することができます。

『保育標準時間』・・・1月平均275時間（1日最長11時間の利用が可能）

『保育短時間』・・・1月平均200時間（1日最長8時間の利用が可能）

保育の必要な事由	保育標準時間	保育短時間	保育の必要量の認定基準
就労	○	○	保育標準時間:就労時間が120時間以上/月 保育短時間:就労時間が48時間～119時間/月
妊娠・出産	○	-	-
病気・障害	○	-	-
病人の看護・介護	○	○	保育標準時間:介護等が120時間以上/月 保育短時間:介護等が120時間未満/月
災害復旧	○	-	-
求職活動	-	○	-
就学活動 職業訓練	○	○	保育標準時間:就学等が120時間以上/月 保育短時間:就学等が120時間未満/月
虐待・DV	○	-	-
育児休業	-	○	-
その他	○	○	村長が他の認定基準に類すると認める事由による

※保育の必要性の事由が「妊娠・出産」、「病気・障害」、「災害復旧」、「虐待・DV」の場合は原則として、『保育標準時間』の認定となります。

※保育の必要性の事由が「求職活動」、「育児休業」の場合は原則として、『保育短時間認定』となります。

保育所利用可能時間について

保育標準時間の場合の利用可能時間帯(11時間未満の保育必要量)

通常保育時間：8時00分～19時00分までの利用

8:00

19:00

保育標準 時間の場合	通常保育(最大11時間までの利用) (8:00～19:00)
---------------	-----------------------------------

保育短時間の場合の利用可能時間帯(8時間未満の保育必要量)

通常保育時間：8時30分～16時30分までの利用

8:00

8:30

16:30

19:00

保育短時間 の場合	延長保育 (8:00～8:30)	通常保育(最大8時間までの利用) (8:30～16:30)	延長保育 (16:30～19:00)
--------------	---------------------	----------------------------------	-----------------------

※保育短時間認定を受けた保護者が、通常保育時間を超えて保育を利用している場合は保育短時間認定を見直し、保育標準時間認定に切り替えることがあります。

注意！！

保育所利用可能時間はあくまで、保育必要量の認定における「保育標準時間」、「保育短時間」に基づく、2区分によるものです。

保育の時間については、保護者の保育利用希望時間を聞いた上で家庭ごとに、保育所と相談した上で決定することになります。すべての人が保育最長時間を利用するわけではありません。

保育の必要性の認定(支給認定)の有効期間

保育の必要性の認定(支給認定)には保育の必要な事由に応じて、有効期間が定められています。就労等による一般的な有効期間は1・2号認定は小学校就学の始期までの3年間、3号認定は満3歳に達する日の前日まで(満3歳になる日から2号認定に自動的に移行します。)となります。ただし、保育の必要な事由に該当しなくなった場合には、その時点で支給認定は取消しとなります。

認定区分	支給認定の有効期間 (就労・病気障害・看護介護・災害復旧・虐待 DV 等の場合)
1号認定	小学校就学の始期までの3年間
2号認定	小学校就学の始期までの3年間
3号認定	満3歳に達する日の前日まで

その他、妊娠・出産、求職活動などの保育の必要な事由により、支給認定を受けている場合は、下記のとおり各々有効期間が定められています。

そのため、引き続き保育を利用するためには、支給認定の有効期間が終了する前に、支給認定の更新手続きが必要になります。

保育の必要な事由	支給認定の有効期間 (妊娠出産・求職活動・就学活動・職業訓練・育児休業・その他の場合)
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
求職活動	90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学活動 職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業	育児休業期間の終了日が属する月の翌月末日までの期間
その他	その他の保育の必要な事由に類する有効期間に応じる期間まで

※支給認定は毎年度、現況確認のため、支給認定申請書により保育の必要な事由・保育必要量等について確認を行います。